

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)について
(札幌圏都市計画区域ほか19区域)の意見募集結果

令和2年(2020年)11月5日

札幌圏ほか19都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)」について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、1人から、延べ2件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

【長万部都市計画に関する意見】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
鉄道によって市街地が分断されていることが、東側の住民にとっては津波などの災害があった場合の避難の障害になっており、西側の住民(特に交通手段を持たない高齢者)にとっては役場や商店、金融機関などが東側にしかないため不便を強いられているという現状および将来の課題を明確に提示すべきである。	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「本方針」という。)では「都市づくりの基本理念」において鉄道による市街地の分断されている現状を示しています。 都市計画運用指針では「本方針」を都市計画の大きな道筋を明らかにする、基本的な方向性を示すものとしていることから、地域別の現状や将来の課題については、住民に最も近い立場にある市町村が各種施設の整備の目標や動向を勘案し策定する町の都市計画マスタープランや地域防災計画において、検討する内容と考えますのでご意見の内容を長万部町にお伝えします。 なお、長万部町においてはR2年度に都市計画マスタープランを変更する予定と聞いております。
「長万部町津波ハザードマップ・津波ハンドブック」によると、中心商業業務地となっている地域は4メートル以上の津波浸水域となっており、防災の観点から考えると商業地域を東側に構成するのは非合理的と考える。 そのため、東側に偏在する商業施設等は、駅の西側に徐々に誘導し市街地をコンパクトに集め、高齢者にとっても暮らしやすい低炭素型社会に則したまちづくりを目指すべきである。	「本方針」では「都市づくりの基本理念」において、「低炭素型都市構造への転換を見据えながら持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを推進する。」と都市の方向性を示しています。 都市計画運用指針では「本方針」を都市計画の大きな道筋を明らかにする、基本的な方向性を示すものとしていることから、防災を考慮した具体的なまちづくりや商業施設等の誘導については、町の都市計画マスタープランや立地適正化計画において、検討する内容と考えますのでご意見の内容を長万部町にお伝えします。 なお、長万部町においてはR2年度に都市計画マスタープランを変更する予定と聞いております。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

建設部まちづくり局都市計画課基本計画係

電話 011-231-4111

内線 29-811